

資料 1

**岩手県福祉・介護従事者処遇改善等緊急支援事業
(介護・障がい分) 運営業務**

企画提案実施要領

令和 8 年 1 月

岩 手 県

この「企画提案実施要領」(以下「実施要領」という。)は、岩手県(以下「県」という。)が実施する「岩手県福祉・介護従事者処遇改善等緊急支援事業(介護・障がい分)運営業務」(以下「本業務」という。)に係る受託候補者の選定に関して、企画提案に参加しようとする者(以下「参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 委託業務の概要

(1) 業務名及び数量

岩手県福祉・介護従事者処遇改善等緊急支援事業(介護・障がい分)運営業務
一式

(2) 募集する企画提案の内容

資料2 委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年11月30日(月)まで

(4) 委託費用

上限額59,284千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

※ 紹介のための原資は契約上限額に含めない。

2 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる企画提案参加資格(以下「参加資格」という。)の要件をすべて満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加資格要件を満たす者とし、代表者を定めたうえで参加するものとする。その場合、県との契約の当事者は当該代表者とする。

[参加資格の要件]

- (1) 県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する法人であること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 本業務に係る補助金の申請受付を、令和8年2月20日(金)から開始することができる者であること。
- (4) 次のいずれかに該当する法人又は団体は、応募者となることができないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札への参加が制限されている法人又は団体

イ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき再生又は再生手続をしている法人

ウ 県が行う建設工事等の請負又は物品・役務の購入・提供若しくは製造の請負の指名停止を受けている法人又は団体

エ 法人税、事業税、消費税又は地方消費税を滞納している法人又は団体

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の

統制下にある法人又は団体

カ 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する恐れのある法人又は団体

※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

キ 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画提案手続等に関する事項

(1) 担当課

岩手県保健福祉部長寿社会課（岩手県庁9階）

〒 020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話 019-629-5435

FAX 019-629-5439

電子メールアドレス AD0005@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画提案に関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<http://www.pref.iwate.jp/>) → 「入札・提案・公募情報」

【交付資料】

資料1 企画提案実施要領（本書）

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案書作成要領

資料4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期間 令和8年1月20日（火）12:00まで

イ 受付場所 岩手県保健福祉部長寿社会課（連絡先は上記「(1) 担当課」を参照）

ウ 提出方法 （様式1）「企画提案に係る質問票」に簡潔に記入の上、原則、FAX又は電子メールにより提出すること。

エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに掲載する。

オ 回答期日 随時、回答する。

なお、最終回答の期日は、令和8年1月21日（水）とする。

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類等

(ア) (様式2) 参加資格確認申請書

(イ) (様式3) 組織等に関する調書

※ 既存の資料（会社パンフレット等）に様式3に記載されている項目が網羅されている場合は代替可

(ウ) (様式4) 事業等に関する調書

※ 過去5年間の主な同種事業受託等実績

(エ) 直近の財務諸表

イ 提出期限 令和8年1月21日（水）17:00〔必着〕

ウ 提出先 岩手県保健福祉部長寿社会課（連絡先は上記「(1) 担当課」を参照）

エ 提出方法 電子メール、持参又は郵送により提出すること。

・持参の場合は、イの提出期限までの平日で、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

・郵送の場合は、封筒の表に、参加資格申請書類在中の旨を朱書きの上、配達の記録が残る方法にて、イの提出期限までに必着のこと。

オ 確認結果 参加資格の確認結果は、令和8年1月23日（金）までにFAX又は電子メールにより通知する。

カ 留意事項

・上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかつた者は、企画提案に参加することができない。

・参加資格の確認は、上記「イ 提出期限」の日をもって行う。

・参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかつた者は、岩手県知事に対して、文書（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和8年1月26日（月）〔必着〕

イ 提出先 岩手県保健福祉部長寿社会課（連絡先は上記「(1) 担当課」を参照）

ウ 提出方法 FAX又は電子メールにより提出すること。

エ 回答 県は、説明を求められたときは、令和8年1月27日（火）までに、説明を求めた者に対して、FAX又は電子メールによりその理由を回答する。

(7) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を下記により提出するものとする。

ア 提出書類 資料3「企画提案書作成要領」で定める書類

イ 提出部数 9部（正本1部、副本8部）

ウ 提出期限 令和8年1月28日（水）〔必着〕

エ 提出先 岩手県保健福祉部長寿社会課（連絡先は上記「(1) 担当課」を参照）

オ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

・持参の場合は、ウの提出期限までの平日で、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参のこと。

・郵送の場合は、封筒等の表に、企画提案書在中の旨を朱書きの上、配達の記録が残る方法にて、ウの提出期限までに必着のこと。

カ 留意事項

・参加者は、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案選考委員会の実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

・提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

・その他、資料3「企画提案書作成要領」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(8) 企画提案の無効

上記「(4) 参加資格の確認」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び参加申請書類に虚偽の記載が判明した者の企画提案並びに次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、又は第94条（虚偽表示）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

(9) 企画提案参加の辞退

上記「(7) 企画提案書等の提出」により企画提案書等の提出を行った者が、企画提案参加を辞退する場合は、「企画提案参加辞退届（様式5）」を、岩手県保健福祉部長寿社会課（住所等は上記「3(1) 担当課」を参照）に持参又は郵送により提出すること。

なお、企画提案参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料4「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員による書面審査を行う。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 委託業務の概要」(4)の委託費用の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 企画提案選考委員による審査

ア 審査期日（予定）令和8年1月30日（金）～2月3日（火）

イ 審査方法等

- ① 委員による審査は、参加者から提出された企画提案書等の内容に基づき行う。
 - ② 追加資料の提出は認めない。
- (3) **委託候補者の決定**
- ア 県は、委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。
 - イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに、各参加者宛て郵送により通知する。
 - ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

- (1) **契約書作成の要否 要**
- (2) **契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。**
- (3) **企画提案書等との関係**

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) **契約結果の公表**

県は、契約結果について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画提案実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

7 その他

- (1) **提出書類の取扱い**
- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は返却しない。
 - ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が

負う。

(2) **企画提案参加に要する経費について**

企画提案参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) **その他**

本事業は、国からの繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担の承認（翌債承認）が得られることを前提として募集を行っており、繰越しの状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがある。

企画提案スケジュール

- 1月 20日 (火) 実施要領等に関する質問の受付期限
- 1月 21日 (水) 実施要領等に関する質問の回答期限
- 1月 21日 (水) 参加資格確認申請期限
- 1月 23日 (金) 参加資格確認結果回答期限
- 1月 28日 (水) 企画提案書等の提出期限
- 1月 30日 (金) ~ 2月 3日 (火) 企画提案選考（書面審査）
- 2月 4日 (水) 企画提案結果通知
- 2月中旬 契約締結